

四日市市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第35号

四日市市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

四日市市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年四日市市規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給認定の申請等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 市長は、前項の申請に係る小学校就学前教育子の保護者が支給認定に該当すると認めるときは、支給認定証（第2号様式）を当該申請に係る保護者に交付するものとする。</u></p> <p>(利用者負担の額)</p> <p><u>第4条 利用者負担の額は、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号（法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ、第2項イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1)）に掲げる政令で定める額を限度として市長が定める額とし、別表のとおりとする。ただし、四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例（昭和23年条例第50号）及び四日市市立保育所入所児童に要する費用に關す</u></p>	<p>(認定の申請等)</p> <p>第3条 (略)</p>

る規則（昭和38年規則第16号）並びに四日市市入所児童の保育委託に関する規則（平成12年規則第30号）に定める保育料についてはこの限りでない。

2 支援法施行規則第7条（支援法施行規則第13条において準用する場合を含む。）の規定による支給認定保護者に対する通知は、保育料決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

第5条 （略）

第6条 （略）

（優先利用の基準）

第7条 特定教育・保育施設等の利用を希望する保育を必要とする児童のうち、優先的に保育を行う必要があると認められる事由については、四日市市保育所入所に関する規則（平成26年四日市市規則第50号）第5条の規定を準用する。

（特定教育・保育施設等の確認の申請）

第8条 法第31条第1項及び第43条第1項の規定による申請は、特定教育・保育施設特定地域型保育事業確認申請書（第4号様式）に市長が定める書類を添付して行うものとする。

第4条 （略）

第5条 （略）

（優先利用の基準）

第6条 地域型保育事業の利用を希望する保育を必要とする児童のうち、優先的に保育を行う必要があると認められる事由については、四日市市保育所入所に関する規則（平成26年四日市市規則第50号）第5条の規定を準用する。

(公立施設の公定価格)

第9条 市が設置する特定教育・保育施設の公定価格については、当該施設の運営に要する費用を考慮し、年度毎に市長が別に定める。

第10条 (略)

第7条 (略)

改正後

別表(第4条関係)

1 法第19条第1項第1号に該当するもの

納入義務者の属する世帯の階層区分		利用者負担限度額
階層区分	定義	(月額)単位:円
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0
第2	市町村民税所得割非課税世帯	3,000
第3	市町村民税所得割課税世帯 課税額 77,101円未満	16,100
第4	市町村民税所得割課税世帯 課税額 77,101円以上 211,201円未満	20,500
第5	市町村民税所得割課税世帯 課税額 211,201円以上	25,700

2 法第19条第1項第2号及び法第19条第1項第3号に該当するもの

納入義務者の属する世帯の階層区分		利用者負担限度額（月額） 単位：円		
		上段の金額 : 保育標準時間認定		
		下段（ ）内の金額：保育短時間認定		
階層区分	定義	年齢区分		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第2	市町村民税非課税世帯	6,700 (5,600)	4,900 (3,800)	4,200 (3,100)
第3	市町村民税所得割非課税世帯（均等割額のみ）	11,000 (8,500)	7,900 (5,400)	7,300 (4,800)
第4	市町村民税所得割課税世帯 課税額 48,600円未満	12,200 (9,700)	9,100 (6,600)	8,600 (6,100)
第5	市町村民税所得割課税世帯 課税額 48,600円以上 58,800円未満	15,600 (13,100)	11,700 (9,200)	10,800 (8,300)
第6	市町村民税所得割課税世帯 課税額 58,800円以上 97,000円未満	26,400 (23,900)	19,300 (16,800)	16,800 (14,300)
第7	市町村民税所得割課税世帯	35,900	25,000	20,800

	課税額 97,000円以上 133,000円未満	(33,400)	(22,500)	(18,300)
第8	市町村民税所得割課税世帯 課税額133,000円以上 169,000円未満	41,900 (39,400)	27,300 (24,800)	22,600 (20,100)
第9	市町村民税所得割課税世帯 課税額169,000円以上 235,000円未満	47,600 (45,100)	29,800 (27,300)	25,000 (22,500)
第10	市町村民税所得割課税世帯 課税額235,000円以上 301,000円未満	52,000 (49,500)	31,900 (29,400)	25,800 (23,300)
第11	市町村民税所得割課税世帯 課税額301,000円以上	58,500 (56,000)	33,100 (30,600)	26,600 (24,100)

3 同一世帯から2人以上の就学前児童が特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部（以下「保育所等」という。）に入所し、又は児童デイサービスを利用している場合の保育料（単位：円）

同一世帯の入所児童のうち、特定教育・保育施設等に入所している	1 同一世帯の入所児童のうち、最も年齢の高い児童	利用者負担限度額欄の各認定区分の額（備考(6)の規定を適用後の額）
--------------------------------	--------------------------	-----------------------------------

児童に係る利用者負担 限度額	2 同一世帯の入所 児童のうち、1の児 童の次に年齢の高い 児童	利用者負担限度額欄の各認定区 分の額（備考(6)の規定を適用 後の額）× 0.5
	3 その他の児童	0

4 多子世帯の利用者負担限度額（単位：円）

同一世帯に3人以上の児童があり、特定教育・ 保育施設等に入所している児童の兄姉が小学校 に入学し、又は児童デイサービスを利用してい る場合、小学6年生以下の児童から数えて第3 子以降となる入所児童の利用者負担限度額	0
---	---

備考

- (1) 保育標準時間認定及び保育短時間認定とは、四日市市子ども・子育て支援法
施行細則（平成26年四日市市規則第53号）第4条に規定する保育必要量の
認定を受けた区分をいう。
- (2) 利用者負担額は、4月2日から翌年4月1日までに生まれた児童を同一年齢
児として扱う。
- (3) 利用者負担限度額は、複数の要件を満たすときは、その低額なものとする。
- (4) 4月分から8月分までの保育料は前年度市町村民税の額により、9月分から
翌年3月分までの利用者負担限度額は、当年度市町村民税の額により算定す
る。
- (5) 2の表の第3階層における「均等割額」とは、地方税法（昭和25年法律第
226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、第3階層か
ら第11階層までにおける「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同
法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の
4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）の額をいう。地方
税法第323条に規定する市民税の減免がある場合は、その額を所得割の額又
は均等割額からそれぞれ控除して得た額を所得割の額又は均等割額とする。こ
の場合において、世帯員が非婚の一人親（婚姻の届出をしていない事実上婚姻
関係と同様の者は除く。）であるときは、寡婦控除の適用があるものとみな

す。

(6) 第2階層において次に掲げる世帯は、利用者負担限度額を0円とし、第3階層及び2の表の第4階層において次に掲げる世帯は、当該階層の利用者負担限度額から1,000円を控除する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

児童の保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(7) 保育認定を受けたものに限り、1箇月全日欠席児童の利用者負担限度額については、所定の月額の利用者負担限度額の7割とする。また、1日でも出席した場合は、その月の利用者負担額は減額しない。

(8) 月途中における入退所があった場合の利用者負担限度額は、次に定める算式により算出して得た額とする。

1の表の適用を受ける場合

利用者負担限度額（月額）×在籍期間中の開所日数（当該日数が20日を超える場合は20日）÷20日

2の表の適用を受ける場合

利用者負担限度額（月額）×在籍期間中の開所日数（当該日数が25日を超える場合は25日）÷25日

(9) 利用者負担限度額に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。

改正前

(なし)

第 1 号様式の次に次の 3 様式を加える。

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

支 給 認 定 証

支 給 認 定 証 番 号	第 号
入所する児童の氏名 及 び 生 年 月 日	
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	
居 住 地	
支 給 認 定 区 分	
保 育 必 要 量	
保育を必要とする事由	
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

第 号
年 月 日

様

四日市市長

保育料決定通知書

保育料を次のとおり決定しましたので通知いたします。

入所する児童の氏名
・ 認定者番号
及び生年月日

事業所名

保育料月額

保育の実施期間

から

備考

第4号様式（第8条関係）

特定教育・保育施設 確認申請書 特定地域型保育事業		年 月 日			
四日市市長		所在地 申請者 名 称 代表者氏名			
子ども・子育て支援法に規定する に係る確認を受けたいので次のとおり、関係書類を添えて申請します。					
申 請 者	フリガナ 名称（氏名）				
	主たる事務所の 所在地・連絡先	（郵便番号 — ）			
		電話番号		FAX番号	
		E-mail アドレス			
	法人等の種別		法人所轄庁		
	代表者の 職名・氏名	職 名		フリガナ 氏名	
	代表者生年月日	年 月 日（満 才）	代表就任年月日	年 月 日	
	代表者の 住所・連絡先	（郵便番号 — ）			
		電話番号		FAX番号	
事業者番号			既に付番されている場合		
事業開始（予定）年月日	年 月 日				
教育・保育施設等 の区分	区 分		添付様式		
	特定教育施設				
	特定保育施設				
	特定地域型保育事業者				

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)